

令和 8 年第 4 回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和 8 年 9 月 2 日

目 次

承第 4 号	専決処分の承認について（令和 8 年度専第 2 号 令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号））……………別冊
議第 6 9 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
議第 7 0 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 2
議第 7 1 号	瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 3
議第 7 2 号	瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 5
議第 7 3 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について…………… 6
議第 7 4 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について…………… 7
議第 7 5 号	瑞浪市景観条例の一部を改正する条例の制定について…………… 8
議第 7 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………… 9
議第 7 7 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…… 1 0
議第 7 8 号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について…………… 1 1
議第 7 9 号	中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について…………… 1 2
議第 8 0 号	瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について…………… 1 3
議第 8 1 号	瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について…………… 1 4
議第 8 2 号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について…………… 1 5
議第 8 3 号	市道路線の認定について…………… 1 6

議第 8 4 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）	} 別冊
議第 8 5 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）	
議第 8 6 号	令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 8 7 号	令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 8 8 号	令和 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 8 9 号	令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
認第 1 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	} 別冊
認第 2 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
認第 3 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認第 4 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第 5 号	令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第 6 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第 7 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

議第 6 9 号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

全国共通の標準準拠システムの本稼働の延期に伴い、当該システムへの移行による名寄帳写し交付手数料の改正について、施行期日を改めるため、附則の整備を行う。

【改正内容】

施行期日を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
本則 （略） 附 則 （施行期日）	本則 （略） 附 則 （施行期日）
1 この条例は、 <u>規則で定める日</u> から施行する。	1 この条例は、 <u>令和 8 年 9 月 7 日</u> から施行する。
2 （略）	2 （略）

議第70号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）の公布に伴い、条文を整備する。

【改正内容】

- ・固定資産税の課税免除に伴う措置の対象に、承認地域経済牽引事業のための施設の用に供する機械及び装置を加えるため等の所要の改正
- ・固定資産税の課税免除の適用除外について、文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又は本条例の公布の日のいずれか遅い日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （固定資産税の課税免除）	第1条（略） （固定資産税の課税免除）
第2条 市長は、同意促進区域内において、省令第1条に規定する同意日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第13条第4項又は第8項の規定による承認を受けた者が、対象施設を設置した場合において、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。	第2条 市長は、同意促進区域内において、省令第1条に規定する同意日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者が、対象施設を設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。
2（略）	2（略）
第3条～第5条（略） （適用除外）	第3条～第5条（略） （適用除外）
第6条 この条例の規定は、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。	第6条 第2条第1項の規定は、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）第2条第1項の適用を受ける家屋若しくは構築物又はその敷地である土地の取得については、適用しない。
第7条（略）	第7条（略）

議第71号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・固定資産税の課税免除又は不均一課税の対象となる償却資産の種別を限定するための所要の改正
- ・固定資産税の課税免除の適用除外について、文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 （略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）	第1条 （略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）
第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（ <u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。</u> ）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。 （1）～（3） （略）	第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。 （1）～（3） （略）
2 （略）	2 （略）
第3条～第5条 （略） （適用除外）	第3条～第5条 （略） （適用除外）
第6条 この条例の規定は、地域経済牽引事業の	第6条 第2条第1項の規定は、地域経済牽引事

<u>促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成25年条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</u>	<u>業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成25年条例第29号）第2条第1項の規定の適用を受ける家屋若しくは構築物又はその敷地である土地の取得については、適用しない。</u>
第7条 （略）	第7条 （略）

議第72号 瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の引用条項の変更に対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （登録）	第1条～第3条（略） （登録）
第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。） <u>第18条の3第1項</u> の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。） <u>第21条第2項</u> の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。
第5条～第16条（略）	第5条～第16条（略）

議第73号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号）の改正により、農村総合整備事業に団体営土地改良事業が追加されたことから、同事業を実施するにあたり分担金を徴収するため、別表の整備等を行う。

【改正内容】

別表土地改良事業の部に農村総合整備事業を加え、及び引用する土地改良法（昭和24年法律第195号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条並びに土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び第96条の4において準用する法第36条第1項の規定により、次の各号に掲げる事業の費用に充てるため、分担金を徴収する場合並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4において準用する法第36条の3第1項の規定による特別徴収金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。

(1)～(6) (略)

第2条～第7条 (略)

別表（第3条関係）

事業区分				分担率
土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	団体営土地改良事業	基盤整備促進事業		事業費の額から県から交付を受けた補助金の額を控除した額（以下「補助残額」という。）の100分の40
	農村総合整備事業	団体営土地改良事業		補助残額の100分の40
	県単独土地改良事業	かんがい排水事業		補助残額の100分の40
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

旧

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条並びに土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び第96条の4において準用する法第36条第1項の規定により、次の各号に掲げる事業の費用に充てるため、分担金を徴収する場合並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4において準用する法第36条の2第1項の規定による特別徴収金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。

(1)～(6) (略)

第2条～第7条 (略)

別表（第3条関係）

事業区分				分担率
土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	団体営土地改良事業	基盤整備促進事業		事業費の額から県から交付を受けた補助金の額を控除した額（以下「補助残額」という。）の100分の40
	県単独土地改良事業	かんがい排水事業		補助残額の100分の40
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

議第 7 4 号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

耐用年数を経過し除却対象となっている市営住宅で、用途廃止した公文垣内団地に関する規定を削除する。

【改正内容】

公文垣内団地に関する規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新		旧	
本則 （略）		本則 （略）	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
団地名	所在地	団地名	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
竜吟	瑞浪市釜戸町1069番地の363	竜吟	瑞浪市釜戸町1069番地の363
下山田	瑞浪市山田町846番地の 1	公文垣内	瑞浪市釜戸町586番地の 1
（略）	（略）	下山田	瑞浪市山田町846番地の 1
		（略）	（略）

議第 7 5 号 瑞浪市景観条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

景観法（平成16年法律第110号）の項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第 1 条～第 8 条 （略） （届出、勧告等の適用除外）	第 1 条～第 8 条 （略） （届出、勧告等の適用除外）
第 9 条 法第16条第 8 項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（6） （略）	第 9 条 法第16条第 7 項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（6） （略）
第10条～第23条 （略）	第10条～第23条 （略）

議第 7 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏 名 (ふりがな)	いそがい なおみ 磯 貝 直 美
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	岐阜県教育委員会会計年度任用職員
学 歴	岐阜大学教育学部 卒業
経 歴	昭和 5 6 年 4 月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成 2 4 年 4 月 恵那市立東野小学校 教頭 平成 2 7 年 4 月 瑞浪市立瑞浪小学校 教頭 平成 2 9 年 4 月 瑞浪市立陶小学校 教頭 平成 3 1 年 3 月 岐阜県公立学校教員 退職 平成 3 1 年 4 月 帝京大学可児小学校 教頭 令和 4 年 4 月 恵那市立武並小学校 非常勤講師 令和 5 年 4 月 瑞浪市立瑞浪小学校 学業支援員 令和 6 年 4 月 瑞浪市立瑞浪小学校 非常勤講師 令和 6 年 6 月 瑞浪市立日吉小学校 非常勤講師 令和 8 年 4 月 社会教育委員 現在に至る
備 考	令和 6 年 1 月 人権擁護委員 (1 期目) 現在に至る

議第 7 7 号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略

歴

(ふりがな) 氏 名	か に け い た 可 児 恵 太
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	弁護士
学 歴	京都大学法学部 卒業
経 歴	平成 1 8 年 1 1 月 司法試験合格 平成 2 0 年 9 月 瀬古賢二法律事務所 入所 平成 2 1 年 6 月 瀬古賢二法律事務所 退所 平成 2 1 年 7 月 瑞浪法律事務所 設立 令和 6 年 4 月 岐阜県弁護士会副会長就任 令和 7 年 3 月 岐阜県弁護士会副会長退任 令和 8 年 4 月 日本弁護士会連合会自治体等連携センター委員就任 現在に至る
備 考	平成 3 0 年 1 0 月 瑞浪市教育委員会委員（1 期目） 令和 4 年 1 0 月 瑞浪市教育委員会委員（2 期目） 現在に至る

議第78号 多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

【上程事由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止の協議を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

【概要】

令和6年3月から戸籍謄本等の全国広域交付、マイナンバーカードを用いた証明書のコンビニ交付が可能となり委託件数が大幅に減少したこと、証明専用FAX機器の後継機の販売及び機器保守サービスの終了により、東濃5市間での安定した証明発行の継続が難しくなることから、令和9年3月31日をもって証明書の交付等に係る事務委託を廃止する。

議第79号 中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

【上程事由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止の協議を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

【概要】

令和6年3月から戸籍謄本等の全国広域交付、マイナンバーカードを用いた証明書のコンビニ交付が可能となり委託件数が大幅に減少したこと、証明専用FAX機器の後継機の販売及び機器保守サービスの終了により、東濃5市間での安定した証明発行の継続が難しくなることから、令和9年3月31日をもって証明書の交付等に係る事務委託を廃止する。

議第 8 0 号 瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

【上程事由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止の協議を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

【概要】

令和6年3月から戸籍謄本等の全国広域交付、マイナンバーカードを用いた証明書のコンビニ交付が可能となり委託件数が大幅に減少したこと、証明専用FAX機器の後継機の販売及び機器保守サービスの終了により、東濃5市間での安定した証明発行の継続が難しくなることから、令和9年3月31日をもって証明書の交付等に係る事務委託を廃止する。

議第 8 1 号 瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

【上程事由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止の協議を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

【概要】

令和6年3月から戸籍謄本等の全国広域交付、マイナンバーカードを用いた証明書のコンビニ交付が可能となり委託件数が大幅に減少したこと、証明専用FAX機器の後継機の販売及び機器保守サービスの終了により、東濃5市間での安定した証明発行の継続が難しくなることから、令和9年3月31日をもって証明書の交付等に係る事務委託を廃止する。

議第 8 2 号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約
の変更に関する協議について

【制定趣旨】

多治見市、瑞浪市及び土岐市の 3 市において、共同で広域のごみ焼却施設の整備を進めるに当たり、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に新たに「広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務」を追加する。

【改正内容】

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に、新たに「広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務」を追加するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第 1 条～第 2 条 (略) (共同処理する事務)	第 1 条～第 2 条 (略) (共同処理する事務)
第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ～ (8) (略) <u>(9) 広域のごみ焼却施設の設置及び管理運</u> <u>営に関する事務</u>	第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ～ (8) (略)
2 (略)	2 (略)
第 4 条～第 16 条 (略)	第 4 条～第 16 条 (略)

議第83号 市道路線の認定について

位置図



起点 寺河戸町字蟹淵1193番5地先
終点 寺河戸町字蟹淵1195番3地先

整理番号1705
駅前広場線 L=25.0m

概要
瑞浪駅周辺再開発事業に伴い、岐
阜県より移管される道路を市道認
定する。



